

## 運営委員長からのご挨拶： 会員制停止について

永田 眞三郎  
「医療と法ネットワーク」運営委員長  
比較法研究センター理事長

平素は「医療と法ネットワーク」の活動に、ご理解ご支援を賜り、まことにありがとうございます。

過日ご報告させていただきましたように、2017年3月3日に、「医療と法ネットワーク」運営委員会を開催し、2016年度末日（2017年3月31日）をもって、会員制を停止することが決定されましたこと、改めてここにご報告申し上げます。

会員制の廃止に伴い、会員向けメールマガジンの発行は本号をもって最終号となります。また、会員向けウェブサイトも2016年度末日をもって閉鎖します。しかしながら、「医療と法ネットワーク」の活動は、セミナー・ダイアログ開催、情報発信等を中心に、今後も続けてまいる所存です。

「医療と法ネットワーク」の発足（2010年9月）以来、6年半が経過いたしました。この間、賛助会員・法人会員・個人会員の皆様様に支えられ、活動して参りました。これまでのご支援ご協力に、心より御礼申し上げます。

当ネットワークの設立の契機は、特に医療紛争をめぐる医療側と患者及び患者側に立つ法律側との対立への危機感でした。このような医療側と患者あるいは法律側との対立・軋轢を解消するために、医療と法律の橋渡しとなる「対話の場」を提供し、両者の相互理解を促進し、安全かつ健全で質の高い医療活動の促進及び医療システムの構築に資することを目的として、当ネットワークは設立されました。

過去5回開催したフォーラムでは、医療側と法律側・患者側が一堂に会し、医療実務、法制度、患者側、医療コミュニケーション、医療経済等の多様な視点から、医療と法をめぐる様々な課題（高齢者医療、混合診療、医療事故調査制度等）について立体的に議論を行ってまいりました。また、講演会形式のセミナーにとどまらず、参加者が医療実務をめぐる様々な問題についてお互いに話し合う（対話する）ことを通じて、医療側と法律側の理解を深めることを目的とする「ダイアログ」を開催し、ご参加いただいた皆様からは好評を得ております。

今後も、このような医療と法律の橋渡しとなる「対話の場」の提供という目的に沿った活動—ダイアログ開催、情報発信等を中心に、活動していきたいと考えております。引き続きご支援ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、「医療と法ネットワーク」のウェブサイトは新サイトへの移行作業のため、4月以降しばらくの間アクセスができなくなります。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。移行作業の進捗につきましては、一般財団法人比較法研究センターのウェブサイト (<http://www.kclcr.or.jp/>) 上にてお知らせいたします。

末筆ながら皆様様のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。